

日系人離職者に対する帰国支援事業の概要

厳しい再就職環境の下、再就職を断念し、帰国を決意した者に対し、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないことを条件に一定額の帰国支援金を支給する。

※ なお、入管制度上の措置として、支援を受けた者は、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととする。

<帰国支援金の内容>

○ 実施主体

- ・ ハローワーク（一部産業雇用安定センターに事務を委託）

○ 対象者

- ・ 事業開始以前（平成21年3月31日以前）に入国して就労し離職した日系人であって、我が国での再就職を断念し、母国に帰国して、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないこととした者及びその家族

○ 支給額

- ・ 本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円
 - ・ 雇用保険受給期間中の者については、一定額（※）を上積み。
- ※ 支給残日数が30日以上の場合は10万円、同日数が60日以上の場合は20万円

○ スケジュール

- ・ 本年4月より実施

日系人に対する機動的な雇用対策について

I 日系人を巡る雇用情勢について

- 現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れるなどの動きが見られます。
 - ・ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9、296人(前年同期の約11倍)
- また、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職務経験も十分ではないため、いったん離職した場合には、再就職が極めて厳しい状況にあります。

II 日系人に対するこれまでの雇用施策

- 日系人が集住する地域のハローワークにおいて、日系人就職促進ナビゲーターや通訳等によるきめ細やかな個別就職支援を実施
 - ・ 日系人就職促進ナビゲーター設置ハローワーク
太田、松本、浜松、美濃加茂、大垣、豊田、刈谷、豊橋、四日市
- 外国人雇用状況届出制度の履行確保の徹底、雇用情勢の的確な把握による、
 - ① 雇用管理の改善に向けた事業主指導(特に労働・社会保険について)
 - ② 離職した外国人への再就職支援(大量離職のあった事業主・地域を重点的)

III 現下の雇用情勢における機動的な対策

現下の雇用情勢の悪化を受けて、以下の機動的な対策を講じています。

- 集住地域の市町村と連携したワンストップサービスコーナーの立上げ
 - ・ 3月3日現在、浜松市、太田市など全国34カ所で開設
- 日系人が特に多い地域には、新たな外国人専門の相談・援助センターを設置
 - ・ 静岡局浜松所、愛知局豊橋所・刈谷所において開設
- 今回の雇用対策により拡充された再就職支援や雇用維持のための各種事業(例: 試行雇用奨励金、雇用調整金助成金)や住宅確保支援策の活用

IV 今後の取組

さらに21年度からは、離職者の希望に応じ、新たに以下の取組を行います。

- 通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化
- 将来的にも日本で安定雇用できるよう、雇用保険受給期間中に日本語能力も含めたスキルアップを行う就労準備研修を実施(平成21年度予算額約10.8億円、対象人数5000人)。(実際の事業は財団法人日本国際協力センター(JICE)が実施。)
 - ・ 日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3か月間程度)。失業等給付(90日～)により、研修を含めた求職活動中の生活を保障。
 - ・ 研修終了後、公共職業訓練等のより高度な訓練へ移行(訓練期間中は訓練延長給付を支給)。安定雇用の実現まで日系人就職促進ナビゲーターがサポート。
- 帰国を希望する日系人に対する、家族分を含めた帰国支援金の支給
 - ・ 帰国を希望する日系人に対し、帰国費用として本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円を支給。(雇用保険受給期間中の者については、一定額を上積み)